

実地検査指導事項票

養護老人ホーム（運営）

検査日：令和 年（ ） 月 日（ ）。 事業者名称： 。

事業所名称： 。

検査員所属： 。

検査員氏名： 。

【注意事項】

- この指導事項票は、老人福祉施設等が遵守すべき主な項目を記載しており、検査員が検査当日に遵守されていないと認めた指導事項について、老人福祉施設等の方と、相互にその内容を確認するためのものです。
- 下表の指導事項欄にチェックした項目が、遵守されていないと認めた指導事項です。
- 後日通知する「検査結果」により、文書で改善を指示しなかった事項が、口頭での指導事項に該当します。この口頭での指導事項についても、改善を図ってください。
- 今後、精査・確認等により、後日、この指導事項票を差し替えることがあります。

指導事項	検査項目	確認欄	備考
Ⅰ 人員に関する基準			
	1 施設長		
	(1) 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有する者か。		
	(2) 常勤専従か。		
	(3) 他の職務を兼務している場合、兼務体制は適切か。		
	2 医師		
	入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数か。		
	3 生活相談員		
	(1) 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者か。		
	(2) 常勤換算方法で、入所者の数が30又はその端数を増すごとに1以上としているか。※指定特定施設入居者生活介護等を行う養護老人ホームに置くべき生活相談員の数については、生活相談員の数から、常勤換算方法で、1を減じた数とすることができる。		
	(3) 生活相談員のうち入所者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上を主任生活相談員としているか。		
	(4) 上記の主任生活相談員のうち1人以上は、常勤専従か。※ただし、指定特定施設入居者生活介護等を行う施設であって、入所者の処遇に支障がない場合には、当該施設が行う当該事業に係る他の職務に従事することができる。		

指導事項		検 査 項 目	確 認 欄	備 考
		4 支援員		
		(1) 常勤換算方法で、一般入所者（指定特定施設入居者生活介護等の提供を受けていない入所者）の数が15又はその端数を増すごとに1以上としているか。		
		(2) 支援員のうち1人を主任支援員としているか。		
		(3) 主任支援員は、常勤の者か。		
		5 看護職員（看護師又は准看護師）		
		(1) 常勤換算方法で、入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上か。		
		(2) 看護職員のうち1人以上は、常勤の者か。※指定特定施設入居者生活介護等を行う養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1以上とする。		
		6 栄養士		
		1以上か。		
		7 調理員、事務員その他の職員		
		施設の实情に応じた適当数※か。※調理業務の全部を委託している施設にあっては、調理員を置かないことができる。		
		8 夜間及び深夜の時間帯の職員		
		夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせているか。		
		(その他指導事項等)		
II 設備に関する基準				
		1 設備		
		(1) 必要な設備を有しているか。		
		(2) 目的に沿った仕様になっているか。		
		(その他指導事項等)		

指導事項	検 査 項 目	確 認 欄	備 考
Ⅲ 運営に関する基準			
	1 運営規程		
	(1) 以下に掲げる、運営における重要事項を定めているか。		
	① 施設の目的及び運営の方針		
	② 職員の職種、数及び職務の内容		
	③ 入所定員		
	④ 入所者の処遇の内容		
	⑤ 施設の利用に当たっての留意事項		
	⑥ 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続		
	⑦ 非常災害対策		
	⑧ 虐待の防止のための措置に関する事項		
	⑨ その他施設の運営に関する重要事項		
	(2) 規程の内容は適切か。		
	2 非常災害対策		
	(1) 非常災害（火災、風水害、地震等）に対する具体的計画はあるか。		
	(2) 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制は整備しているか。		
	(3) 避難・救出等の訓練を定期的に実施しているか。		
	3 処遇の方針（身体的拘束等の適正化）		
	(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図っているか。		
	(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか。		
	(3) 身体的拘束等の適正化のための研修について。		
	① 定期的（年2回以上）に実施しているか。		
	② 新規採用時に必ず実施しているか。		
	③ 研修の実施内容を記録しているか。		
	4 勤務体制の確保等		
	(1) 月ごとの勤務表を作成しているか。		
	職員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、生活相談員及び支援員等の配置、施設長との兼務関係等が明確になっているか。		
	(2) 雇用契約を締結しているか。		
	(3) 入所者の処遇に直接影響する業務を委託していないか。		
	(4) 資質向上のための研修等の機会を確保しているか。		
	(5) 認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講じているか。		
	(6) セクハラ及びパワハラを防止するため、方針の明確化等（周知・啓発、相談）の必要な措置を講じているか。		

指導事項		検 査 項 目	確 認 欄	備 考
		5 業務継続計画の策定等		
		(1) 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画（業務継続計画）の策定及び必要な措置を講じているか。		
		(2) 職員に対し、計画を周知しているか。		
		(3) 業務継続計画に係る研修について。		
		① 定期的（年2回以上）に実施しているか。		
		② 新規採用時に実施しているか。		
		③ 研修の内容を記録しているか。		
		(4) 業務継続計画に係る訓練について。		
		① 定期的（年2回以上）に実施しているか。		
		② 訓練の内容を記録しているか。		
		(5) 定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行っているか。		
		6 衛生管理等		
		(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図っているか。		
		(2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。		
		(3) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修について。		
		① 定期的（年2回以上）に実施しているか。		
		② 新規採用時に実施しているか。		
		③ 研修の内容を記録しているか。		
		(4) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための訓練について。		
		① 定期的（年2回以上）に実施しているか。		
		② 訓練の内容を記録しているか。		
		7 秘密保持等		
		退職者を含む職員が、入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。		
		8 苦情への対応		
		(1) 入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情相談窓口を設置し、施設内における苦情解決の手続きを明確化しているか。		
		(2) 苦情を受け付けた場合、当該苦情の受付日、内容等を記録、保管しているか。		

指導事項		検 査 項 目	確 認 欄	備 考
		9 事故発生の防止及び発生時の対応		
		(1) 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備しているか。		
		(2) 事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡（報告）しているか。		
		(3) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。		
		(4) 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。		
		(5) 事故発生の防止のための委員会を定期的開催しているか。		
		(6) 支援員その他の職員に対する事故発生の防止のための研修について。		
		① 定期的（年2回以上）に実施しているか。		
		② 新規採用時に実施しているか。		
		③ 研修の実施内容を記録しているか。		
		(7) 事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者を選任しているか。		
		10 虐待の防止		
		(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図っているか。		
		(2) 虐待の防止のための指針を整備しているか。		
		(3) 虐待の防止のための研修について。		
		① 定期的（年2回以上）に実施しているか。		
		② 新規採用時に実施しているか。		
		③ 研修の実施内容を記録しているか。		
		(4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を選任しているか。		
		(その他指導事項等)		

実地検査指導事項票

養護老人ホーム（サービス）

検査日：令和 年（ ） 月 日（ ）。 事業者名称： 。

事業所名称： 。

検査員所属： 。

検査員氏名： 。

【注意事項】

- この指導事項票は、老人福祉施設等が遵守すべき主な項目を記載しており、検査員が検査当日に遵守されていないと認めた指導事項について、老人福祉施設等の方と、相互にその内容を確認するためのものです。
- 下表の指導事項欄にチェックした項目が、遵守されていないと認めた指導事項です。
- 後日通知する「検査結果」により、文書で改善を指示しなかった事項が、口頭での指導事項に該当します。この口頭での指導事項についても、改善を図ってください。
- 今後、精査・確認等により、後日、この指導事項票を差し替えることがあります。

指導事項	検査項目	確認欄	備考
Ⅰ 運営に関する基準			
	1 記録の整備		
	入所者の処遇（入所者の処遇に関する計画、具体的な処遇の内容、その他必要な事項）を記録し、保存しているか。		
	2 入退所		
	入所者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか。		
	3 処遇計画		
	（１）入所者の心身の状況、希望等を踏まえて処遇に関する計画を立てているか。		
	（２）当該計画に際し、本人や家族に説明し、同意を得ているか。		
	（３）達成状況に基づき、新たな処遇に関する計画を立てているか。		
	4 処遇の方針（身体的拘束等の適正化）		
	（１）生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等（身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を含む）を行っていないか。		
	（２）身体的拘束等を行う場合に要件（切迫性、非代替性、一時性）を全て満たしているか。		
	（３）身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。		
	5 秘密保持等		
	個人情報の利用に当たり、入所者（入所者の情報）及び家族（入所者家族の情報）から同意を、あらかじめ文書により得ているか。		

指導事項		検 査 項 目	確 認 欄	備 考
		(その他指導事項等)		